

平成 23 年 12 月 10 日
林 野 庁

平成 24 年度 林野庁税制改正予定事項

【新設要望項目】

- 林業経営の継続を確保するための納税猶予制度を創設する。（森林経営計画に従って施業及び路網整備を行う山林に係る課税価格の 80% に対応する相続税の納税を猶予）〔相続税〕

【検討事項】

山林に係る相続税・贈与税については、新たに創設される相続税の納税猶予制度の執行及び適用の状況、施業の集約化・路網整備の徹底という政策目的の達成状況等を踏まえ、課税価格の特例制度や贈与税の納税猶予制度等の必要性について検討を行う。

- 再生可能エネルギー対策、森林吸収源対策等を推進するための税財源の確保については、現行の石油石炭税に CO₂ 排出量に応じた税率を上乗せする「地球温暖化対策のための課税の特例」を設ける。その際、農林漁業用の軽油の免税・還付措置を設ける。

また、税制改正大綱の「環境関連税制」において「森林吸収源対策」として次のように整理。

「温室効果ガスの削減に係る国際約束の達成等を図る観点から、森林吸収源対策を含めた諸施策の着実な推進に資するよう、平成 25 年以降の地球温暖化対策の国内対策の策定に向けて検討する中で、国全体としての財源確保を引き続き検討します。」

- 山林所得に係る森林計画特別控除（20%）の森林経営計画の適用については、次の見直しを行った上、その適用期限を 3 年延長。〔所得税〕
 - （1） 森林法の改正に伴い、本特例の対象者を同法に規定する森林経営計画の認定を受けた者とする。
 - （2） 山林の伐採又は譲渡に係る収入金額が 3,000 万円を超える者の 3,000 万円を超える部分の控除率を 10%（現行：一律 20%）に引き下げる。
- （注） 改正前の森林法に規定する森林施業計画の認定を受けた者についての所要の経過措置を講ずる。

- 「森林施業計画」の名称を「森林経営計画」に改める森林法の一部改正に伴う所要の措置については、森林施業計画から森林経営計画への変更に伴う所要の措置を講ずる。〔所得税、法人税、相続税等〕
- 再生可能エネルギー発電施設（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を新たに導入した場合の固定資産税の免除措置の創設については、課税標準を最初の3年間1/3控除とする措置を2年間講ずる。
〔固定資産税〕

【延長要望項目】

- 農林漁業者等の軽油引取税の課税免除の特例（1KL当たり32,100円免除）については、適用期限を3年延長。〔軽油引取税〕

【検討事項】

軽油引取税に係る課税免除措置の適用期限延長後の取扱いについては、地球温暖化対策や燃料課税全体のあり方に関する議論もあることから、東日本大震災からの復興状況、課税免除措置廃止による国民生活への影響、国・地方を通じた財政事情等も勘案しつつ、引き続き検討する。

- 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却（30%）又は税額の特別控除（7%）については、適用期限を2年延長。〔所得税、法人税〕

【お問い合わせ先】

林野庁企画課税制班 いなもと 稲本、おおいそ 大磯、こんどう 近藤、やました 山下

代 表：03-3502-8111（内線6064）

ダイヤル：03-3502-8037